

# 外国人の看護師・救命士

# 国内の実地研修容認

## 厚労省方針

厚生労働省は24日、日本での資格を持たない外国人の看護師や救急救命士が、研修の一環として国内で医療業務に携わることを認める方針を決めた。阪神大震災を経験した兵庫県が、大規模災害時の医療技術を海外に伝えようと「構造改革特

区」としての規制緩和を求めていたが、スマトラ沖大地震を機に全国規模での実現が決まった。村上構造改革特区相が同日、尾辻厚労相と会談し、同意を得た。安全性確保のための具体的条件を9月までに詰めたいと、早ければ秋に召集が

予想される臨時国会に関連法案を提出する。外国の医療関係者の日本国内での研修は、医師と歯科医師については医療行為を伴う研修が可能で「臨床研修制度」があるが、看護師や救急救命士は座学や見学による研修しか認められていない。

兵庫県は、神戸市の県災害医療センターで海外から研修生を受け入れ、阪神大震災の経験を生かした医療技術を伝えてきたが、実践的なカリキュラムが組めないという悩みがあった。このため、同県は県内を構造改革特区に指定す

るよう昨春秋に提案。外国の資格を取得後3年以上の実務経験があり、業務に支障がない程度に日本語が英語を使えるといった条件を付けたうえで、日本人の指導医らのもとで実地研修ができるよう求めていた。これに対し、厚労省は当初、「日本の国家免許が不可欠だ」と主張していたが、スマトラ沖大地震をきっかけに容認に転換。兵庫県だけではなく、全国に適用することにした。(正司将晃)